

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 4 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530075

研究課題名(和文) 国際競争力の見地にも配慮したコンプライアンス・プログラムの有効性とその限界

研究課題名(英文) corporate criminal liability and compliance system

研究代表者

佐久間 修 (SAKUMA, Osamu)

大阪大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：00126864

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円、(間接経費) 840,000円

研究成果の概要(和文)：企業不祥事をめぐる刑事責任については、当初、行政規制や民事法に任せる見解が多数であったが、近年、組織犯罪やマネーロンダリングのように、刑事規制の強化が国際的潮流となった。コンプライアンスの功罪も指摘される昨今、企業が抱えるリスクとコンプライアンスを結びつけて、法的紛争を予防する見地から、独自の法務人材を確保することで、オーダーメイドのシステムを構築すべきことが明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：Nearly all international treaties on economic crime insist on the creation of corporate criminal liability or quasi-criminal liability. Traditional resistance to corporate criminal liability in civil law jurisdictions is weakening, especially in organized crime. According to the emerging liability model, there is a direct link between risk and compliance system, and between compliance system corporate criminal liability. To keep out of trouble, in effect, every company has to define its particular regulatory risk profile, and determine its tailor-made compliance system and officer to meet the needs it has identified.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：コンプライアンス 法務人材の育成 会社不祥事 経済犯罪

1. 研究開始当初の背景

(1)従来、企業犯罪及び企業不祥事に関する研究では、現行刑罰法規の概要を紹介・解説する一方、その適用範囲や具体的効果を論じる研究手法が一般であった。さらに、犯罪論上、法人の犯罪能力が認められるか、法人犯罪への有効な制裁とは何かという問題が、国内・国外を問わず、大方の研究課題となってきた。しかしながら、現実に企業不祥事が刑事事件となることで、当該企業に対するイメージは失墜し、場合によっては、致命的なダメージを受けることも少なくない。かりに不祥事が明るみに出たとしても、刑事規制の実情を踏まえた適切な初期対応をするか、その後の企業の浮沈が左右される。

(2)その際、刑事規制の観点からコーポレート・ガバナンスやコンプライアンス・プログラムをみたとき、外部からの法規制だけでは、一時的ないし暫定的な抑止効果にとどまる。また、企業内部の人事異動や経営者が交替する中で、当初の抑止効果を持続させることは困難である。しかも、実質的な経営者や現場担当者が法令順守(コンプライアンス)を軽視した結果、同種の事件が繰り返されてきた。その意味では、むしろ、会社内部の監査機能や業界団体の自主規制などを補強・促進する方向で、刑事規制のシステムを再構築する必要がある。また、一部の構成員が違法行為を選択した場合も想定して、これを予防するための監査機能を整備して、持続的な抑止システムを会社組織の中に組み込んでおく必要がある。

(3)他方、コンプライアンス・プログラムの導入が、各種の企業不祥事にとって万能の特効薬であるかのように位置づけるのは、明らかな誤解である。実際の企業活動では、日常的業務に従事する生身の人間が法令遵守を担うことになるため、絶対的に有効な予防策などは存在しないからである。むしろ、最近では、行き過ぎたコンプライアンス優位の思想や、法令遵守だけが声高に論じられる風潮に対する批判が、次第に強くなってきている。

2. 研究の目的

(1)従来、会社不祥事を契機とした刑事規制については、違法行為の舞台となった企業や業界の関係者は、当時、国民やメディアの厳しい批判を受ける事情もあり、法規制の在り方に疑問すら提起できなかった。また、隣接する関連業界からも、刑事規制の拡大に異論を唱えるのが難しい環境にあった。そのため、それらの実効性を検証することなく、新たな制裁手段や行政処分を導入する傾向があった。しかし、処罰対象となる企業活動の実態を無視した法規制であれば、実際の適用に際して各種の副作用が生じる。また、事件後に相当な時間が経過し、不祥事の記憶が風化した頃には、実態から乖離した法規制が、急速

に形骸化する。そもそも、企業活動の担い手に不可能を強いる法規制は、将来にわたってその実効性を確保できない。

(2)しかも、国外に目を転じるならば、日本企業を取り巻く環境は極めて厳しいものがあり、コンプライアンス体制を充実するために、どの程度まで人的・物的な資源を割くことができるかも、真摯に考えねばならない。コンプライアンスの意義を過大視するあまり、コストパフォーマンスを無視した「押し付け」的な法規制は、絵に描いた餅に終わる可能性が大きい。また、国際競争力の見地からは、こうした規制強化が、企業にとって必要以上のコストを負わせる点で、その国外流出を加速する結果となる。その意味で、過剰な法規制により、日本企業が国際取引で不利な競争を強いられたり、法規制の乏しい国々に流出する懸念も倍加するとき、内国の法規制が実質的に空洞化することで、日本全体が国際競争から取り残されるおそれさえある。

(3)本研究では、法規制を受ける側の実状を踏まえた制裁の在り方を検討することで、従来の行政規制と刑事罰の関係を見直すこととなった。また、その研究成果を踏まえて、現在の法務担当者が担うべき業務内容と、今後の法務担当者に求められるものは何か、さらに、その知見を備えた実務法曹を養成するために必要なものは何かを検討した。現在、法科大学院生と企業法務のマッチングは不十分であり、その養成が急務であることが明らかとなった。

3. 研究の方法

(1)まず、近年の法規制の動向を明らかにするとともに、これに対して各企業の経営者や法務部門がどのように対応してきたかを、現場の事情に通じた法務担当者など、法規制の受け手から情報を収集した。その際、独立した法務部門をもつ大規模事業者とその種の部門をもたない一般企業に分けて、コンプライアンス関連情報を収集した。そして、これらの作業で明らかになった法規制の限界や問題点を抽出して、これらを大学外の企業関係者と討議することで、何が足りないかを示すようにした。

(2)企業法務に通じた実務家による研究会と講演会を開催して、過去の事例とその後の対応などについて、必要な情報やデータの収集・整理するとともに、一般企業や事業者団体のコンプライアンス関係情報を収集して、独立した法務部門を有する大企業だけでなく、中小事業者による違法行為も抑止できる法制度を検討した。

4. 研究成果

(1)平成23年度～24年度は、わが国におけるコンプライアンスの実情や今後の課題を

探究する上で、必要不可欠とみられる国内外の文献を渉猟・入手した。また、会社法務の問題点に関する生のデータを収集するとともに、経済犯罪の中でも重要テーマに絞りつつ、最近の刑事事件を対象とする法的分析や不祥事の防止策に関する研究成果を、企業法務に関する専門誌などに掲載した。また、東京で開催した企業法務担当者との研究会において、会社法務の現場でどのような現状と課題が見出されるか、また、従来の法制度による刑事規制がどこまで有効であったかについて、主に会社関係者から意見聴取をした。

(2)平成25年度には、これまでに収集した関連資料や前年度に開催した研究会や意見聴取の結果などをまとめるとともに、法務部門の現状を踏まえつつ、企業コンプライアンスを担う人材の養成を考える上で、会社の法務部門を担当する若手の育成がどうであるかについて、一般企業向けのアンケートを実施した。すなわち、激動する国際社会において多種多様な課題や内外の不祥事に対処するためには、従来のマニュアル化された法令遵守(コンプライアンス)では不十分であり、むしろ、専門的な知見を備えた優秀な人材を採用することで、さらなる発展・深化を期待できるからである。

(3)一般企業向けに法務部門に関するアンケート結果は、小冊子にまとめて公開するとともに、ホームページで公表した。すなわち、大学などの法曹養成機関と雇用(企業)側の受入れ態勢を考える素材として、いかなる人材が求められているか、あるいは、今後の供給源をどうするかにつき、小冊子にまとめて関係諸機関に配布するとともに、コンプライアンスに関するホームページを新たに開設し、そこに集計結果などを公表した(URL: <http://www.law.osaka-u.ac.jp/sakuma-compliance/>)。同ホームページでは、これまで開催した研究会の内容や、そこで実施した意見聴取の動向など、さらに、専門の書籍や雑誌に投稿した研究成果なども掲げている。これにより、広く一般国民がその内容を参照するとともに、必要に応じて質問などのアクセスができるようにした。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計10件)

佐久間修、一般の企業が「法科大学院生」に求めるものは何か? 法務人材の養成・育成および法務部門の位置づけに関する実態調査から(NBL Square) NBL1022号、2014、pp.6~8

佐久間修、法令行為と正当業務行為 生命の保護と法秩序の維持、警察学論集、査読有、66巻6号、2013、pp.115~137

佐久間修、日本債券信用銀行の代表取締役らが、重要な事項に関して虚偽記載のある有価証券報告書を提出した事件につき、資産査定通達による改正後の決算経理基準には解釈の幅があり、ただちに新たな基準とみるには明確性が欠けるなど、なお過渡的な状況にあったため、これまで「公正ナル会計慣行」とされていた税法基準により、支援先等に対する貸出金の資産査定をすることも許容されるとして、一審の有罪判決を維持した原判決を破棄差し戻した事例 日債銀粉飾決算事件上告審判決(最二判21・12・7)判例評論647号、2013、pp.39~44

佐久間修、許された危険と被害者の同意 構成要件該当性と違法性阻却、警察学論集、査読有、65巻12号、2012、pp.129~153

佐久間修、Winny事件における共犯論と著作権侵害 最三小決平成23・12・19裁時1546号9頁、NBL979号、2012、pp.30~39

佐久間修、過失犯の所在と競合 実行為と因果関係、警察学論集、査読有、65巻5号、2012、pp.129~155

佐久間修、会社法上の犯罪(5) 資本充実の原則とディスクロージャー、ビジネス法務11巻11号、2011、pp.134~139

佐久間修、会社法上の犯罪(4) 会社財産を危うくする罪、ビジネス法務11巻10号、2011、pp.126~131

佐久間修、財産上の損害と刑事責任 背任罪と横領罪、ビジネス法務11巻7号、2011、pp.140~145

佐久間修、会社法上の犯罪(3) 図利加害目的、ビジネス法務11巻5号、2011、pp.134~139

〔図書〕(計7件)

佐久間修、集団的消費者被害に対する刑事法の意義と限界、商事法務、千葉恵美子=長谷部由起子=鈴木将文編・集団的消費者利益の保護と法の役割、2014、pp.549~563

佐久間修、鑑定医による秘密漏示事件、有斐閣、甲斐克則=手嶋豊編・医事法判例百選[第2版]、2014、pp.56~57

佐久間修、法務人材の養成・育成および法務部門の位置づけに関する実態調査 一般企業は「法科大学院修了生」や「法学部卒業生」に何を求めているか 平成26年3月、2014、総ページ数28

佐久間修、共犯の成立範囲と帰属原理 いわゆる「中立的行為」について、成文堂、曾根威彦先生=田口守一先生古稀祝賀論文集[上巻]、2014、pp.875~892

佐久間修、第21条(罰則)および第22条(両罰規定)、青林書院、小野昌延編・新・注解不正競争防止法[第三版]、2012、pp.1329~1384

佐久間修、観賞・記念のために作成された家系図と行政書士法1条の2第1項の「事

実証明に関する書類」、有斐閣、平成 23 年度
重要判例解説、2012、pp.165～166

佐久間修、環境刑法の役割とその限界、
商事法務、新美育文 = 松村弓彦 = 大塚直編・
環境法大系、2012、pp.333～350

〔その他〕

ホームページ、「刑法とコンプライアンス科
研」

URL:<http://www.law.osaka-u.ac.jp/sakuma-compliance/>

6．研究組織

(1)研究代表者

佐久間 修 (SAKUMA, Osamu)
大阪大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：00126864

(2)研究分担者

重井 輝忠 (SHIGEI, Terutada)
大阪大学・大学院高等司法研究科・准教授
研究者番号：80335497

(3)連携研究者

小野 晃正 (ONO, Kousei)
摂南大学・法学部・准教授
研究者番号：40593405